平成２２年（フ）第３２５号
奈良県宇陀市榛原区萩原2501番地の２
債務者　坪本志津代
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
奈良県宇陀市榛原区萩原2501番地の２
債務者　坪本　　浩
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
奈良県宇陀市榛原区下井足1786番地の４
債務者　百軒　景子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
山口県宇部市上町２丁目２番10―502号、旧住所山口県周南市扇町３番Ｇ―102号
債務者　小林　　悟
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６６０７号
大阪市大正区南恩加島３丁目９番６号　八島マンション２階２号
債務者　髙橋智恵子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６３３号
横浜市南区永田みなみ台２番１―924号
債務者　上田　英司
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５２号
横浜市港北区綱島西４丁目15番７号　綱島ハイツ201
債務者　沖山　和之
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０８号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地３　市営川辺町第二住宅２棟804号
債務者　須田　明美（旧姓水元）
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４７号
横浜市戸塚区前田町67番地３　前田町市街地住宅408号
債務者　沼田　靖雄
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２１号
横浜市神奈川区白幡仲町47番６号　第一青葉荘202号室
債務者　星　　暢子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１７４号
群馬県前橋市南橘町21番地　Ｒ３―406号、申立時の住所群馬県前橋市下細井町463番地４
破産者　川邊　　勇
１　主文　平成22年５月26日当裁判所がなした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「群馬県前橋市下細井町463番地４」とあるのを「群馬県前橋市南橘町21番地　Ｒ３―406号」と更正する。
２　決定年月日　平成22年９月６日
前橋地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１３４９号
千葉市若葉区御成台２丁目19番地３
破産者　山下　光男
１　決定年月日　平成22年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１５６号
長崎県佐世保市卸本町21番２号
破産者　大伍寝装株式会社
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１４４５号
千葉市美浜区高洲３丁目６番２棟901号
破産者　及川　純子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６８号
千葉市美浜区高浜２丁目２番１号
破産者　大東物産株式会社
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２４号
千葉県市川市稲越町13番地58
破産者　尾崎　幸子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第１９７８号
最後の住所神戸市東灘区森南町１丁目17番６号ヴェルトラインＡ―102号
破産者　被相続人ヤマテックこと平山朝清こと申朝煥の相続財産
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部